

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の第10その他法令等に基づく申請等手数料の表中

(19)	行政不服審査法第81条の規定に基づき藤枝市行政不服審査会が行う主張書面等の写し等の交付	10円	1枚（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とみなす。）を1件とする。
------	---	-----	--

を

(19)	行政不服審査法第81条の規定に基づき藤枝市行政不服審査会が行う主張書面等の写し等の交付	10円	1枚（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とみなす。）を1件とする。
(20)	介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づき行う指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	20,000円	1申請につき1件とする。
(21)	介護保険法第46条第1項の規定に基づき行う指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	20,000円	1申請につき1件とする。
(22)	介護保険法第54条の2第1項の規定に基づき行う指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	15,000円	1申請につき1件とする。
(23)	介護保険法第78条の12の規定により準用する同法第70条の2第1項の規定に基づき行う指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	10,000円	1申請につき1件とする。
(24)	介護保険法第79条の2第1項の規定に基づき行う指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	10,000円	1申請につき1件とする。
(25)	介護保険法第115条の21の規定により準用する同法第70条の2第1項の規定に基づき行う指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	8,000円	1申請につき1件とする。

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。